

環循適発第 2305011 号

環循規発第 2305015 号

環循施発第 2305011 号

令和 5 年 5 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民生活を維持し社会経済を支えるために必要不可欠な廃棄物処理に係る業務の継続と感染症対策の両立について、関係の皆様日々御尽力いただいていたことに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）や業種別ガイドラインに沿って対応いただいていたところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、本年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることとなった。

これを受け、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の取扱い等について整理したので、貴職におかれては下記の事項について御了知の上で、貴管内市町村、廃棄物処理業者及び排出事業者へ周知いただき、円滑な廃棄物処理の実施に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1 各種ガイドラインの取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることに合わせて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなる旨が別添のとおり示された。

このため、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更される本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなる。

また、これを受け、環境省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて策定した「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」については、本年5月8日以降、政府として一律に実践を求めるものではなくなるものの、これらガイドラインの内容は廃棄物処理に関係する各主体が感染症対策に取り組む上で有用であると考えられることから、今後も引き続き御活用いただきたい。特に、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、災害への平時の備えとしても重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。

なお、別添「(3) 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応」にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後においても、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対策を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行う可能性があるとして、御承知おきいただきたい。

### 第2 通知及び事務連絡の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに合わせて、廃棄物処理施設の点検及び機能検査の頻度についての特例やポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出について整理した以下の通知は廃止する。

- ・ 廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について  
(通知) (令和2年4月10日付け環循適発第2004102号・環循規発第2004101号  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応について（通知）（令和2年4月28日付け環循施発第2004282号環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）

新型コロナウイルス感染症に関するその他の通知及び事務連絡については、5類感染症への変更を受け、日常における基本的な感染対策については主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることを踏まえて適用されたい。また、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。あわせて、電子メール等を利用した書類の提出の活用を始めとする書類の提出等に関する柔軟な対応等についても引き続き推進されたい。

### 第3 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第7条の8第1項第7号及び同条第3項においては、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の上限を拡大する旨規定しているが、当該条項は新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管の場合に限って適用されるものであるところ、5類感染症は同号の新型インフルエンザ等に含まれない。

したがって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることにより、廃掃法施行規則第7条の8第1項第7号及び同条第3項の適用がなくなることに留意されたい。